仕様書

１　委託業務の名称

　令和４年度心理的な負担の程度を把握するための検査等業務

２　委託期間

　契約締結の日から令和５年３月 31 日まで

３　委託業務の目的

　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施に当たり、クラウド型システム（Web）（以下「システム」という。）又は紙面による受検を行い、その結果を速やかに職員に還元することにより職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調者の早期発見、早期対応を図るほか、集団分析により職場ごとのストレス状況を把握し、職場環境の改善に役立てることを目的とする。

４　履行場所

　岩手県総務部総務事務センターが指定する場所

５　対象職員数

　対象職員数（見込み）は、次のとおりとし、紙面で受検した者のデータは受託者がシステムに入力するものとする。

　なお、対象職員数は変更する場合がある。

受検方法	人数
クラウド型システム（Web）	5,400 人
紙面	300 人
計	5,700 人

６　業務の概要

（１）ストレスチェック

　ストレスチェックは、別に定める「令和４年度心理的な負担の程度を把握するための検査等実施要領」により行うものとする。

（２）閲覧権限の管理

　適切な業務運営と個人情報管理のため、利用機能や閲覧情報の範囲制限を行うことができるものとする。

（３）管理者区分別による権限

　ストレスチェックを実施するに当たり、職員情報の登録やシステム関連の設定等を行うシステム管理者（総務事務センターが指定する職員。以下「管理者」という。）、ストレスチェック実施者（本庁の産業医、保健師及び心理相談専門員。以下「実施者」という。）、ストレスチェック実施事務従事者（総務事務センター及び保健所の担当職員。以下「事務従事者」という。）の区分別に権限が割り当てられるものとする。

管理者区分別の権限は、原則として下表のとおりとし、契約締結後速やかに各管理者がその機能を利用できるようにすること。

管理者等区分別権限一覧

機能 区分	管理者	実施者	事務従事者
職員情報の登録・修正・削除	○		
システム環境の設定等	○		
受検状況（受検者数、未受検者一覧）の確認	○	○	○※
個人結果の閲覧		○	
高ストレス者一覧の確認・出力		○	
医師による面接指導の勧奨		○	
面接指導の申し出者の確認		○	
集団分析結果の確認・出力		○	
面接指導結果の記録		○	
実施結果の集計		○	

※　管轄する地域の所属のみ。

７　システム環境の設定

（1）システム設定要件

ア　対象職員数（見込み）は、５のとおりとする。

イ　発注者は、ストレスチェックを実施するために、受注者が指定するレイアウトで職員情報のマスターデータを作成し、ＣＳＶ形式のファイルとして提供するものとする。

ウ　管理者等区分ごとに権限を設定すること。なお、ＩＤ数や詳細権限の条件は、別途打ち合わせにより確定するものとする。

エ　職員（受検者）がストレスチェックを受検できる期間は、発注者が別途指定するものとする。

なお、当該期間以外でも受検できるようにする。

オ　受検者のストレスチェック結果をＷｅｂ上で閲覧、分析、印刷できるよう各種設定を行うこと。

カ　受検者の回答データ、ストレスチェック結果、集団分析結果等の各種データについては、ＣＳＶ形式のファイルとして保存することができること。

また、発注者の求めに応じて、当該データを随時提供すること。

（2）信頼性要件

ア　５に掲げる対象職員数（見込み）を扱っても問題が生じない信頼性を有すること。

イ　複数の職員が同時に使用した場合、データの整合性が失われ、処理が停止することがないようにすること。

ウ　各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては負荷分散構成、クラスタ構成等により信頼性を確保すること。

エ　商用電源による電力供給が停止した場合でも、ハードウェア、ソフトウェア及びデータが破損しないよう給電対策を講じること。

オ　職員の回答データ及び職員情報データは、契約期間中、１日１回、バックアップを行い、バックアップデータは必要に応じて発注者にＣＳＶファイル等として提供することができること。

（１）セキュリティ要件

ア　情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）に関して、JISQ27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

イ　受注者において、職員情報、ストレスチェック結果、集団分析結果等のデータベースへのアクセスは、権限を有する者が必要な項目のみ可能とすること。

ウ　システムとの接続は、暗号化通信ＳＳＬ（ＴＬＳ１．２以上）により実施できること。

８　詳細機能

（１）職員向けシステム機能

ア　受検者が使用するインターネットに接続された１人１台パソコンから調査票を用いて受検することができ、結果がシステムに保存されること。

イ　受検者が、１人１台パソコンの画面上から各種項目に回答すると、調査票からのフィードバックとして、その場で個人のストレス評価結果をグラフやメッセージで表示できる機能を有していること。

なお、結果の通知は、次の内容を表示できること。

（ア）個人のストレスプロフィール（個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値，図表等で示したもので，次の３つの項目ごとの点数を含むこと）

ａ　職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目

ｂ　当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

ｃ　職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目

（イ）ストレスの程度（高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果）

（ウ）セルフケアのためのアドバイス

（エ）受検者が、自身のストレスチェック結果を事業者側に提供することについて、「同意する」又は「同意しない」の意思表示ができること。

（オ）受検の結果、高ストレス者に該当した場合は、画面上で実施者から医師による面接指導の勧奨（メッセージ）を行うとともに、実施者あてに面接指導の申出を行う機能（実施者あてに面接指導申出の通知メールが送信される機能）を有していること。

（２）管理者等向けシステム機能

職員向けシステム機能で蓄積された職員の受検データをもとに、以下の分析機能を有すること。なお、分析のためにはあらかじめ職員個人の所属や役職等の属性を別途定義する仕組みがあり、それらを指定しての閲覧が可能であること。

ア　職員個々及び所属単位での受検状況を確認できること。

イ　受検者個人のストレスチェック結果

実施者は、受検者個人のストレスチェック結果のデータ分析が閲覧できること。

（ア）閲覧できる項目には、次の内容が含まれること。

ａ職員番号、氏名、性別、所属等について、管理者があらかじめ登録する項目

ｂ質問選択値

ｃ因子毎のストレス評価値

ｄ簡易採点法に基づく結果

ｅストレスに関する症状、不調の９項目（平成 22 年 12 月、労働政策審議会により建議された「今後の職場における安全衛生対策について～職場におけるメンタルヘルス対策の推進～」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が提案した「疲労」、「不安」及び「抑うつ」の３尺度に基づく９項目をいう。）

（イ）発注者の指示により随時分析が行えること

（ウ）職員個人の回答結果データについて、氏名、性別、所属、簡易採点法に基づく結果、勤務地等の抽出条件を指定した絞り込み検索機能を有すること。

（エ）参照データはＣＳＶファイルとしてダウンロードできること。

（オ）上記(ア)ｃ、ｄ及びｅの集計結果から、高ストレス者等、面接指導勧奨対象候補者を任意の条件で抽出できること。

ウ　高ストレス者の選定

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和３年２月改訂 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）に基づく評価基準で選定できること。

エ　高ストレス者の抽出

職員の受検後、実施者は、高ストレス者に該当する者を一覧で抽出し、確認できる仕組みを有すること。

オ　面接指導対応

実施者は、面接指導の申出を行った職員の一覧より、次の運用ができること。

（ア）面接指導を希望した職員の情報を一覧で参照できること。

（イ）上記(ア)の情報について個別確認ができること。

（ウ）面接指導結果の記録、確認ができること。

カ　所属、集団ごとの集計、分析

実施期間終了後、受注者において集計、分析を行った後、実施者は、次の機能によ

り集団ごとの分析結果が確認できること。

（ア）発注者が指定した所属、集団ごと（複数の所属を対象、一の所属を細分化した単位等）に、仕事上の心理的なストレス要因を評価し、それが職員のストレス（ストレス反応）や健康リスクにどの程度影響を与えているかについて、厚生労働省「作業関連疾患の予防に関する研究」の成果物である「仕事のストレス判定図」（以下「判定図」という。）により確認できること。

（イ）上記(ア)については、報告書としても利用可能な形式で出力することが可能なものであること。

（ウ）参照項目について３つ以上の抽出条件を指定した絞り込み検索機能を有すること。

（エ）所属等の絞り込みをした単位で、ストレスによる健康リスク、判定図及び調査票の結果を評価できること。

（オ）判定図については、集団ごとに男女別々と男女混合で評価できることに加え、職場の男女構成比で平均値を算出し、評価できること。

（カ）判定図の集団ごとの分析データは、複数の集団の結果をひとつの画面上に表示し、相互比較ができること。

（キ）所属などの絞り込みをした単位で、ストレスによる健康リスク、判定図及び調査票の結果を評価できること。

（ク）判定図及び調査票の結果において、構成人数が 20 人以下の所属にあっては、集団分析は行わないこと。

（ケ）受注者は、調査票の結果を集計し、職場の回答の傾向等を示したレポートを作成すること。

（コ）労働基準監督署に提出する「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」に記載するために必要となる項目の値を出力できること。この場合、出力したい項目は所属ごとに絞り込むことができること。

キ　その他の機能

（ア）対象となる職員はあらかじめシステム内に名簿として登録しておく仕組みとし、職員の追加登録や内容の修正、名簿からの削除等が容易な操作として行えるものであること。

（イ）ＩＤのマスタ登録等が円滑に行うことができるよう、受注者がサポートすることとし、サポート窓口を設けること。

（ウ）職員個々及び所属単位での利用状況等を確認できること。

（エ）利用案内、受検勧奨、面接指導勧奨等において、簡易な操作で一度に多数の職員あてにメールを送信できる機能を有すること。

（オ）指定する個人の結果を削除できること。

（カ）紙面による調査票を用いて受検した場合、実施者が代行で受検データを登録でき

る仕組みがあること。

９　紙面による受検

（１）紙面調査票の作成、送付

ア　受検項目は、クラウド型システム（Web）と同様とする。

イ　発注者は、紙面実施対象者リストをデータで受注者に提供する。

ウ　受注者は、イのデータを基に、必要な事項を印刷した紙面調査票を作成すること。

エ　受注者は、紙面調査票及び実施案内（内容については、事前に発注者の承認を得ること。）を配布用封筒に封入、封かんした状態で、所属ごとに分類し、発注者に納品すること。なお、各所属へ送付後に対象者の追加、修正があった場合は対応できること。

（２）受検及び紙面調査票の回収

受検後の調査票は発注者が回収し、受注者に送付すること。

（３）ストレスチェックの実施及び結果の送付

ア　受注者は、発注者から送付された紙面調査票をシステムに入力すること。

イ　未記入項目があった場合等で診断できなかった職員については、発注者に報告するとともに、不備がない項目については、原則として分析対象とすること。なお、詳細は発注者と協議すること。

ウ　受注者は、以下の書類を受検者ごとに配付用封筒に封入、封かんした状態で所属ごとに分類のうえ発注者に納品すること。なお、配付用封筒は所属名、氏名等をラベルで作成する等の工夫を行うこと。また、封入する際は、封筒の宛名と受検結果が相違することのないよう、複数でチェックをする等の対策を講ずること。

（ア）個人結果報告書（所属名、職員番号、氏名等を印字すること。）

（イ）通知文（内容については発注者の承認を得ること。）

（ウ）面接指導の受診勧奨案内文（高ストレス者に該当する者のみ封入。案内文の内容については事前に発注者の承認を得ること。）

（エ）面接指導申出書

エ　発注者は、ウで納品された個人結果報告書等について、所属を経由して職員へ配付する。

（４）受検データの分析

紙面調査票による受検データは、クラウド型システム（Web）の受検データと一元的に管理し、分析等ができること。

10　納入物件

（１）システム環境設定書（ＵＲＬ、管理者計のＩＤ／パスワード、利用制限等）

（２）操作マニュアル

６（３）に定める管理者区分別及び受検者用の操作マニュアルを電子データとして提供することとし、オンラインマニュアルがあることが望ましい。

（2）個人結果

すべての個人結果をＣＤ－Ｒ等の電磁媒体で作成し、第三者が閲覧できないよう、パスワードを設定し、納品すること。

（4）所属、集団毎の集計、分析データ

発注者が指定する所属、集団において、随時、集計及び分析作業を行い、その結果を所属、集団毎に作成のうえ、納品すること。

集計及び分析作業の回数、時期及び分析に要する期間は、発注者が別途指示する。

なお、ＣＤ－Ｒ等の電磁媒体で作成し、第三者が閲覧できないよう、パスワードを設定し納品すること。

（5）業務完了報告書

11　納入場所

岩手県総務部総務事務センターに納品すること。

12　その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めることとする。